

北海道林業事業体登録実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、北海道において森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表することにより、森林所有者等が森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、明確かつ客観的な事業体情報に基づいて事業実行者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成を図り、もって北海道の森林の整備に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林整備等 植栽、保育、間伐等の森林の造成及び育成並びに素材の生産を行うことをいう。
- (2) 林業事業体 森林所有者等からの受託又は請負等により森林整備等を営む者をいう。

(登録)

第3 北海道において森林整備等を行う林業事業体は、この要綱の定めるところにより知事の登録を受けることができるものとする。

2 前項の登録の有効期間は、登録を受けた日から5年間とする。

3 登録の有効期間満了後、引き続き森林整備等を行う林業事業体は、知事の登録の更新を受けることができるものとする。

(指針の遵守)

第4 第3の規定により登録を受けようとする林業事業体（以下「登録申請者」という。）は、道が策定する「北海道における適切な森林整備等の実施に向けた指針」（以下「指針」という。）に沿って施業等を行わなければならない。

(登録の申請)

第5 登録申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書及び指針遵守の宣誓書を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により知事に提出するものとする。

- (1) 基本情報（氏名又は名称、代表者氏名、住所、組織形態等）
- (2) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づく改善措置計画の認定状況並びに合法木材供給業者の認定取得状況
- (3) 事業実行体制（事業実績、雇用労働者数及び林業機械の保有状況等）
- (4) 雇用・安全衛生管理体制（雇用管理者の選任、社会・労働保険の加入状況及び技能講習・安全衛生教育の実施状況等）
- (5) 地域への社会貢献活動等、表彰実績及びISO取得情報等
- (6) 第11の規定により実施した成績評定の結果等

(登録の実施)

第6 知事は、第5の規定により登録の申請があった場合においては、次に掲げる事項を林業事業体登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するものとする。

- (1) 第5の各号に掲げる事項
- (2) 登録番号及び登録年月日

- 2 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしないものとする。
- (1) 第9の第1項第5号、第6号及び第7号の規定により登録を抹消され、知事が別に定める期間を経過しないとき。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないとき。
 - (3) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者がいるとき。
 - (4) 登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があるとき。
- 3 知事は、第1項の規定により登録簿へ登録したときは、登録申請者にその旨を通知するものとする。ただし、第10の規定による登録情報の公表をもって、登録申請者への通知に代えることができるものとする。
- 4 知事は、第2項の規定により登録しないときは、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第7 第6の第1項の規定により登録を受けた林業事業体（以下「登録林業事業体」という。）は、第5の第1号の規定に掲げる事項に変更が生じたとき並びに死亡、消滅又は解散したときは、知事に届け出るものとする。

- 2 登録林業事業体は、第5の第2号から第6号の規定に掲げる事項に変更があり、登録簿に登録されている情報を変更したいときは、知事に届け出ることができるものとする。
- ただし、知事は、第5の第2号のうち林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法第45号）に基づく改善措置計画の認定及び認定の取消しをもって、変更の届出があったものとみなし、登録簿の情報（認定番号及び認定年月日）を更新するものとする。
- 3 知事は、前各項の規定による変更の届出を受理したときは、届出があった事項を登録簿に登録するものとする。

（改善の指導）

第8 知事は、登録林業事業体が次のいずれかに該当するときは、当該事業体に対し、本要綱に基づく適切な取扱いに向けた改善を指導するものとする。

- (1) 虚偽の申請のあったことが明らかになったとき。
- (2) 第7の第1項の規定のうち変更の届出を行っていないことが明らかになったとき。
- (3) 第4の規定による指針を遵守していないことが明らかになったとき。

（登録の抹消）

第9 知事は、登録林業事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができるものとする。

- (1) 第7の第1項の規定のうち、死亡、消滅又は解散の届出があったとき。
- (2) 前号の届出がなく第7の第1項の規定による死亡、消滅又は解散のいずれかに該当していることが明らかになったとき。
- (3) 登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかったとき。
- (4) 登録の抹消の申請があったとき。
- (5) 第8の各号いずれかに該当し、その改善がみられないとき。
- (6) 禁錮以上の刑に処せられたとき又は森林法（昭和26年法律第249号）の規定により罰金以上の刑に処せられたとき。

(7) 法人その他の団体であって、その代表権を有する者のうちに次のいずれかに該当する者があるものであることが判明したとき。

ア 禁錮以上の刑に処せられた者

イ 森林法の規定により罰金以上の刑に処せられた者

(8) 第6の第2項第2号並びに法人であって、その役員のいずれかが同項同号に該当することが判明したとき。

2 第6の第4項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合について準用するものとする。

(公表)

第10 知事は、第6の第1項の規定により登録簿に登録された事業体情報を公表するものとする。

ただし、第5の第6号の規定にかかる情報については、登録申請者または登録林業事業体より公表の申し出のあった場合に限り公表するものとする。

(成績評定)

第11 知事は、登録林業事業体が行う森林整備等の事業実施内容について、成績評定を行うものとする。

2 前項の成績評定の対象となる事業や評定方法等については、別に定めるものとする。

(報告の徴収)

第12 知事は、この要綱の目的達成のために必要な限度において、登録林業事業体に対してその業務に関する報告を求めることができるものとする。

(要領等への委任)

第13 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、要領等で定める。

附則

1 この要綱は、平成24年8月27日から施行する。

2 第10のただし書きで規定する公表については、平成26年度より実施する。

附則

1 この要綱は、平成27年4月7日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。